

ケーブルテレビをめぐる諸課題に対する諸方策（案）

1 全般

- (1) 2010年代（2015年）におけるケーブルテレビのあるべき姿・役割の検討
- ・2010年代（2015年）において、デジタル化したケーブルテレビが、他業界との競争の中でその特長を活かして、どのようなサービスを提供し、ビジネスモデルを構築できるのか、どのような役割を果たすのかを明確化すべき。
 - 研究会において、2015年頃におけるケーブルテレビの在るべき姿・役割について、ケーブルテレビに係る市場動向や、事業形態の違いなどを踏まえつつ、今後議論を行う。

2 映像配信サービス関連

- (1) 地上デジタル放送の再送信への対応
- ・ケーブルテレビの地上デジタル放送対応を着実に遂行すべき。
 - ケーブルテレビ事業者は、地上デジタル放送が開始される時期を踏まえ、地上デジタル放送対応のための施設整備等を着実に行う。
また、国は、「ケーブルテレビによる地上デジタル放送対応ロードマップ」を定期的に更新するとともに、対応時期が決まっていないケーブルテレビ事業者に対して早期の対応を促す。
-
- ・地上デジタル放送を受信できない条件不利地域等において、ケーブルテレビが貢献できるような方策を検討すべき。
 - 地上デジタル放送について、デジタル親局及び中継局の全国整備は、基本的にはデジタル放送局の免許主体である放送事業者の責務であるという方針のもと整備が行われているが、ケーブルテレビ事業者は、引き続き、デジタル化に対応した施設の整備を行うとともに、地上放送事業者と連携しながら必要な方策を検討する。
また、国は、条件不利地域等におけるインフラ整備に関する財政・金融・税制上の支援を行う。
-
- ・少数チャンネル地域においてケーブルテレビの果たすべき役割について検討すべき。
 - 「少数チャンネル地域」等においては、ケーブルテレビは、これまで、地

上放送の区域外再送信を行うことにより、地域住民の要望に応じてきており、今後も引き続き住民のニーズを踏まえたサービスを提供することが期待される。ケーブルテレビ事業者は、地上放送事業者と再送信同意について協議するとともに、国は、必要に応じ、ケーブルテレビ事業者と放送事業者の間の協議を促進する。

(2) 放送新サービス（CSデジタルハイビジョン放送や、BSデジタル放送の新チャンネル、サーバー型放送等）の再送信への対応

- ・放送新サービスを提供する他事業者との協力関係の構築を前提として、新サービスの提供を進めるべき。

→ CSデジタルハイビジョン等の放送新サービスのケーブルテレビにおける伝送等については、情報通信審議会情報通信技術分科会ケーブルテレビシステム委員会において必要な技術基準等の検討を行っており、検討が終了次第、ケーブルテレビ事業者は、連携協力して、円滑な導入が図れるよう積極的に民間の標準化を進める。

また、サーバー型放送について、ケーブルテレビ事業者は、連携協力して、仕様が決まり次第サービス可能となるよう準備を進める。

- ・アナログ放送停波後の空き帯域の有効利用の観点から多チャンネル化を推進すべき。

→ アナログ放送停波後、ケーブル内のアナログ放送で使用していた帯域が空き帯域となることから、その有効利用を図るため、ケーブルテレビ事業者が連携協力し、ケーブルテレビ事業の多様化等の検討を行う。

(3) ケーブルテレビのコミュニティチャンネルの充実

- ・地域情報発信メディアであるコミュニティチャンネルについて、データ放送の導入、広域連携等による広告媒体としての価値向上等を通じて、その強化を図るべき。

→ ケーブルテレビ事業者は、コミュニティチャンネルについて、地域のニーズを踏まえたデータ放送の導入等、その強化を図るよう努める。国は、コミュニティチャンネルの充実について、「地域再生」や「再チャレンジ支援」（例えば、地域の大学等と連携して就業支援講座やシニア起業支援講座等を放送する等）に資する取組を支援する方策を検討する。

また、コミュニティチャンネルについては、地域の世相、風俗等を反映した歴史的記録となる制作番組もあり、ケーブルテレビ事業者は、事業者間におけるコミュニティチャンネルの交換を活発に行うことができるよう他の事業者

への制作番組に係るアーカイブ情報の提供等による共有化を推進することにより、コミュニティチャンネルのさらなる充実を図る。

- ・パブリックアクセスチャンネルの普及など、地域密着型情報のさらなる充実策を検討すべき。

→ コミュニティチャンネルについて、そのコンテンツ充実策の一つとして、米国等では「パブリックアクセスチャンネル」の取組が広く行われている。我が国においては、その放送番組の編集責任はあくまでケーブルテレビ事業者側にあるため、パブリックアクセスチャンネル制度が存在する米国とは事情が異なる。そのため、まずは、パブリックアクセスチャンネル等の公共的なチャンネル提供が進展している米国等のケーブルテレビ事業者における実体及びパブリックアクセスチャンネル等に係る制度の運用状況について調査を行い、その調査を踏まえ検討を行う。

- ・ケーブルテレビの自主放送に関しては、有テレ法において放送法が準用され、番組準則、番組基準等の義務が定められているところであるが、昨今のケーブルテレビの普及や位置づけの変化に対応して、放送としての公共的な役割がさらに十分に果たせるよう、業界としての取組みを進めていくべき。

→ 有線テレビジョン放送の番組規律については、放送法の番組規律規定が準用され番組準則、訂正放送や番組審議機関の設置の義務、候補者放送における候補者の取扱の公平義務等、公共的な役割を考慮した枠組みが規定されているところ、特に第三セクターや地方公共団体直営のケーブルテレビ事業者は、連携協力して、公共的な役割がさらに果たせるよう、必要な取組を検討する。

(4) IPマルチキャスト放送と従来型ケーブルテレビとのイコールフットィングの確保

- ・IPマルチキャスト放送についても、従来型のケーブルテレビと同様、著作権法上有線放送として扱われるよう整理していくべき。

→ 2006年8月に、文化審議会著作権分科会において、地上放送のIPマルチキャスト放送による再送信部分については、「有線放送」と同様の取扱とするよう報告書が発表されており、著作権法が改正される予定である。また、IPマルチキャスト放送による自主放送については、同報告書において、引き続き検討を行った上で結論を得るとされており、関係省庁間の連携の下、速やかな検討を行い、必要な措置を講ずる。

- ・ I P映像サービスの標準化作業が行われる際に、ケーブルテレビ業界として積極的に参加し、H F Cにおける I P映像サービスの提供や、S T B機能の他メディアとの共用などを図るべき。

→ I P映像サービスに対応するため、既存のH F Cの高度化として伝送に関する新技術（c. L I N K、D O C S I S 3. 0、多値化、伝送路の広帯域化等）によるネットワークの構築等の検討を行い、また、多様なアプリケーションに対して迅速に対応又は提供する環境を整えるため、次世代S T Bの形態を見据えながら、多くのケーブルテレビ事業者で使用可能な共通プラットフォームの仕様化及び実用化等に関する検討を行い、これらの検討結果を I P映像サービスの標準化作業が行われる際に、ケーブルテレビ事業者は、連携協力して、積極的に提言する。

3 インターネット等のサービス関連

(1) ケーブルテレビのインターネットサービスのさらなる高速化（超高速化）

- ・ ケーブルテレビのインターネットサービスの高速化に向け、H F Cの高速化技術の実用化や、N G N活用の検討、F T T Hや無線などを組み合わせた合理的なネットワーク構築手法の検討を行うべき。

→ ケーブルテレビ事業者は、連携協力して、ケーブルテレビのインターネットサービスの高度化に向け、H F Cにおいては、小セル化（ノード当たりの端子数を減少し、加入者当たりの伝送速度を向上させるもの）及び新技術（c. L I N K、D O C S I S 3. 0、伝送路の多値化、伝送路の広帯域化等）の検討を行い、加えてN G N、F T T H及び無線システムの活用を組み合わせたネットワークの構築に関する検討を行う。

また、国は、国際競争力の確保及びイノベーションの促進の観点から、必要な方策を検討する。

- ・ 設備の高度化に関する目標・ロードマップの設定や、高度化のためのさらなる政策支援を検討すべき。

→ 国は、次世代ブロードバンド戦略2010（平成18年8月）に示されているとおり、2010年度までにブロードバンド・ゼロ地域の解消及び超高速ブロードバンド（上り下りともに30Mbps級以上の回線）の目標達成に向けて引き続き財政・金融・税制上の財政的支援を行う。

(2) プライマリー I P電話サービスの提供促進

- ・ プライマリー I P電話サービスの提供は他業界との競争上不可欠であり、中小事業者にも配慮した、ケーブルテレビ業界としての取組みを促進すべき。

→ ケーブルテレビ事業者は、現在、放送サービスだけでなく、インターネット接続サービスなど多様なサービスを提供しているところであるが、今後とも、例えばプライマリーIP電話サービス等、住民ニーズに応える多様なサービスを提供できるよう、自社の経営戦略等を踏まえて主体的に検討する。

(3) STBの共通プラットフォーム化

・宅内情報化サービス実現に向けた環境整備の観点から、ホームネットワークの中核設備としてのSTBの高度化や、柔軟なサービス提供等を図るための次世代STB技術の共通プラットフォーム化を推進すべき。

→ ケーブルテレビ事業者は、連携協力して、宅内情報化サービスの実現に向けた環境整備として、STBがホームネットワークの中核設備となり、多様な周辺機器接続が可能となるよう、次世代STBの仕様化及び実用化等に関する開発を行う。

また、国は、国際競争力の確保及びイノベーションの促進の観点から、必要な方策を検討する。

・ケーブルテレビと宅内ネットワーク（PLC、c. Link、Home PNA、無線LANなど）を組み合わせた効果的なシステム開発やサービス提供を実現すべき。

→ ケーブルテレビ事業者は、連携協力して、ケーブルテレビのインターネットサービスにおいて、STBと宅内ネットワークを組み合わせ、多様なサービス提供が可能となるよう、効果的なシステム等に関する検討を行う。

また、国は、国際競争力の確保及びイノベーションの促進の観点から、必要な方策を検討する。

・新しいサービスを速やかに展開するためにも、柔軟に対応可能なSTBや、業界共用CASの導入を図るべき。

→ ケーブルテレビ事業者は、連携協力して、事業者ごとに異なるサービス提供が可能となるよう、共通プラットフォーム及び共通API（Application Program Interface）について、仕様化及び実用化開発の検討を行う。また、今後、一定のハード上で、チューナー、コーデック、CAS等をすべてソフトで実現するSTB等の検討を行う。

また、国は、国際競争力の確保及びイノベーションの促進の観点から、必要な方策を検討する。

(4) 「地域情報化」サービスなど地域に役立つサービスの提供

- ・電子自治体の推進、地域産業の活性化、防災・防犯などの安全・安心サービス、遠隔教育・遠隔医療サービスの提供など、ケーブルテレビの公共利用の推進を図るべき。

→ ケーブルテレビは、他メディアと比較し地域密着性が高く、今後も地域情報化の担い手としての役割を果たすことが期待される。一部の事業者においては、自治体等と連携し、防災・防犯情報の提供、遠隔医療への設備利用など、地域の情報化・活性化に資するサービスを積極的に提供しており、特に第三セクターや地方公共団体直営のケーブルテレビ事業者は、公共利用の推進について一層検討する。

また、国は、「地域再生」や「再チャレンジ支援」（例えば、地域の大学等と連携して就業支援講座やシニア起業支援講座等を放送する等）に資する取組を支援する方策を検討するとともに、地域の情報化に資するケーブルテレビ施設の整備に対し、引き続き財政上の支援を行う。

- ・地域情報を扱うコミュニティFMとケーブルテレビとの連携を図れるようにしていくべき。

→ ケーブルテレビ事業者とコミュニティFM（超短波放送局（FM）のうち、市町村の一部地域を放送対象地域とした一般放送事業者のこと）の連携については、有線テレビジョン放送法審査基準及び電波法審査基準において、一定の制限がある。今後、国は、具体的なニーズがあるか等を調査した上で、必要があれば、両審査基準を見直すことを含め検討する。

(5) 企業や自治体への回線貸し、SOHOサービスなどのB to Bサービスの導入

- ・個人向けサービスに加え、法人向けサービスの提供による収益構造の強化を図るべき。

→ ケーブルテレビは、個人向けサービスの収入を主としているが、企業や自治体を対象とした法人向けサービスの拡充による収益構造の強化を図る観点から、ケーブルテレビ事業者が自社の経営戦略等を踏まえ主体的に検討する。

4 横断的課題

(1) 技術面の課題

- ア) ケーブルテレビのインターネットサービスのさらなる高速化（超高速化）
(再掲)

イ) F T T Hによるケーブルテレビの国際標準化

- ・ F T T Hは技術面・サービス面で日本が国際的にも先行しており、国際標準化を通じて国産技術の世界展開を図るべき。
 - F T T HベースのC A T Vの普及が進んでいるのは世界的にも日本のみであることから、ケーブルテレビ事業者は、連携協力して、我が国において積極的に研究開発を行い、これらの成果等の国際標準化の実現により、国産技術の世界展開を図る。

ウ) ケーブルテレビにおける無線システムの有効活用

- ・ 効率的なネットワーク構築や新サービスへの対応を図るため、移動体通信との融合サービスの実現や、ギャップフィルラーやW i M A Xなどの無線システムの活用を検討すべき。
 - ケーブルテレビ事業者は、連携協力して、効率的なネットワークの構築や新サービスの提供を図るためのケーブルテレビの伝送に適した無線技術の利用の可能性について、引き続き検討を行う。

エ) ケーブルテレビ設備の製造を行う国内メーカーの技術力の維持

- ・ ケーブルテレビの高度化に資する研究開発の抜本的強化を図るべき。
 - 先行しているF T T Hのケーブルテレビ関連の製品、特許等を始めとして、ケーブルテレビ事業に関する研究開発の強化を図り、国際競争力を高める検討が必要。
- ・ 国内メーカーの技術力を維持するため、収益の確保策（例えば海外市場への参入サポートなど）を検討すべき。
 - ケーブルテレビ事業において、新たな市場及び収益を確保するため、海外市場へのサービスを見据えた事業展開を検討する。

(2) 制度面の課題

ア) ケーブルテレビ事業者がより弾力的事業展開を行えるような環境の整備

- ・ 許認可手続の簡素化や、技術基準を条件規定から機能的規定に改正すること等により、事業者が弾力的に事業展開を図れるような環境整備を検討すべき。
 - 現在のケーブルテレビ事業者を取り巻く環境は、多方面で競争が激化しており、ケーブルテレビ事業者がこのような競争環境の中、より弾力的な事業展開を可能にするような環境整備について、国は、事業者の具体的なニーズを調査

した上で、必要に応じて、検討を行う。

イ) 有線テレビ法と役務法の規定内容の整合

- ・有線テレビジョン放送法と電気通信役務利用放送法の規定内容の整合性（義務再送信制度・裁定制度の有無、業務区域の考え方の相違）について検討すべき。
→ 有線テレビジョン放送法と電気通信役務利用放送法の規定内容の整合性について情報通信審議会等の審議状況を踏まえ、引き続き検討する。

ウ) VOD等の映像伝送サービスのコンテンツ規律のあり方

- ・VODサービスの中でも、番組スケジュールに基づいて配信内容が決定される方式のものは、そのサービスの形態上、同時刻の視聴者が常に同一の映像を見ることとなり、現行の「放送」と同様の「社会的影響力」を持つものが現れることも想定されるため、将来的には、こうしたVODにも視聴者保護等の観点からの規律を設けることの必要性の有無を検討すべき。
→ いわゆるVODサービスについては、「通信」サービスに該当するという整理がされているところであるが、今後、「放送」に近い社会的影響力をもったサービスが実用化されると予想されること、諸外国の状況及び視聴者保護の観点等を踏まえたうえで、議論を行う。

(3) 振興面の課題

ア) 映像配信市場における公正な競争環境の確保

- ・NTTのNGNのインターフェース条件の検討にケーブルテレビ業界として関与する等により、映像配信市場における公正な競争環境の確保に努めるべき。
→ ケーブルテレビ事業者は、NGNに関して電気通信事業者のネットワークにおけるインターフェース条件の検討に関与するべく、より積極的な対応を行うとともに、必要に応じてインターフェース条件の更なる開示の要請等を行う。

イ) 情報格差の是正・条件不利地域への普及

- ・地上デジタル放送の難視聴地域解消や、ブロードバンド環境の提供手段として、ケーブルテレビの条件不利地域への普及策を推進すべき。
→ ケーブルテレビは地上デジタル放送の再送信のみならず、ブロードバンド環境の提供も可能なメディアであり、情報格差是正の手段として普及が望まれているところ、国は、これらサービスが提供されていない条件不利地域へのケーブルテレビ施設の整備に対し、引き続き財政・金融・税制上の支援を

行う。

また、これまでケーブルテレビ事業者は、再送信を行うことにより、難視聴地域解消のため一定の役割を果たしてきたところであるが、今後、地上デジタル放送の再送信が円滑に行われるよう、地上放送事業者と再送信同意について協議するとともに、国は、必要に応じ、ケーブルテレビ事業者と放送事業者の間の協議を促進する。

- ・国民のメディアリテラシー向上の観点から、ケーブルテレビにおけるパブリックアクセスチャンネルを普及することを検討すべき。
 - 地域住民が番組制作に関わることは、住民のメディアリテラシー向上のためにも有益であると考えられる。我が国においては、その放送番組の編集責任はあくまでケーブルテレビ事業者側にあるため、パブリックアクセスチャンネル制度が存在する米国とは事情が異なる。そのため、まずは、パブリックアクセスチャンネル等の公共的なチャンネル提供が進展している米国等のケーブルテレビ事業者における実体及びパブリックアクセスチャンネル等に係る制度の運用状況について調査を行い、その調査を踏まえ検討を行う。

(4) その他

ア) 事業規模の拡大・アライアンスの推進

- ・ヘッドエンド共有にとどまらない事業者間連携の推進について検討すべき。
 - 一部のケーブルテレビ事業者において、コンテンツの共同購入や共同広告営業などの連携や、事業者間でネットワークを接続してコミュニティチャンネルを相互交換する等の取組が行われており、ケーブルテレビ事業者は、主体的にこれらの取組について検討する。

また、国は、ケーブルテレビ事業者のMSO化、市町村合併等による新市町に複数のケーブルテレビ事業者が存在する状況にかんがみ、ケーブルテレビ事業者間の合併の円滑化に資する必要な環境整備について、(2)ア)で掲げた弾力的な事業展開を可能にするような環境整備の検討等と併せて、検討する。

なお、併せて、ケーブルテレビ事業が廃止される事例が生じている状況を踏まえ、国は、利用者保護の観点から、必要な方策について検討する。
- ・他事業者とのアライアンスによるMVNOやFMCサービスの提供や、コンテンツ供給事業者との連携強化などを検討すべき。
 - 一部の事業者において、携帯電話事業者との連携によるFMCサービスの提供が行われており、この他にも、ケーブルテレビのインフラを活用した他事業者との連携サービスが多数検討されている。他事業者とのアライアンス

により、新サービスの速やかな提供や、コストの低減、収益の多様化などにつながるものと考えられ、ケーブルテレビ事業者は、自社の経営戦略等を踏まえて検討する。

また、国は、国際競争力の確保及びイノベーションの促進の観点から、必要な方策を検討する。

イ) 違法チューナー問題への対策推進

- ・不法に放送番組を受信する違法チューナー問題に対しては、関係業界共同による対策を引き続き講じていくべき。
 - 不正視聴を目的とした違法チューナー問題については、ケーブルテレビ事業者の経営に影響を与えるものであり、不法受信対策協議会で検討を行う等、ケーブルテレビ事業者、メーカー等関係者は、連携して対策を推進する。

ウ) 個人情報保護のための取組みの強化

- ・ケーブルテレビにおける個人情報漏洩事案が発生していることに鑑み、その保護のための取組みを強化していくべき。
 - 国は、個人情報の保護に関する法律及び「放送受信者等の個人情報の保護に関する指針」に基づき、個人情報の保護に関して、ケーブルテレビ事業者に対してより適切な取組を要請する。ケーブルテレビ事業者は、改めて個人情報の重要性を確認する。

エ) ケーブルテレビ関連データ収集の充実化

- ・ケーブルテレビについては政策立案や事業戦略立案に資するデータが不足しているため、その充実を図るべき。
 - ケーブルテレビ事業者は、事業戦略立案に資するデータが不足しているため、連携協力して、必要なデータ項目について精査した上で、収集、共用方法について検討し、データベースの充実を図る。また、国も、政策立案に当たって必要なデータ項目について改めて精査する。

以上